

屋根工事の 点検商法トラブルが 増えています

市内でも
報告多数！！

自宅に訪問してきた業者に「**屋根の無料点検をする。**」と言われたので依頼した。割れた瓦の写真を見せられ「このままだと雨漏りする。修理が必要。」と言われたので、驚いて契約してしまった。修理後150万の請求が来たが、あまりに高額だと思う。そもそも修理が必要だったのかもあやしい。（市内 80代男性）



「点検商法トラブル」とは

「点検に来た」と言って訪問し、「工事をしないと危険だ」などといって不安をあおったり焦らせたりして契約させるものです。屋根修理の他にも**排水管洗浄、耐震工事、浄水器、床下換気扇、シロアリ駆除**などを契約させるものもあります。

ポイント

■突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。

■すぐに契約せず、複数社から見積もりを取るなどして、十分に検討しましょう。「この場で契約するなら特別に安くしますよ」という言葉に惑わされないように。

■屋根修理の勧誘では「保険が使える」というセールストークがされることがあります。契約している保険会社に確認しましょう。

■訪問販売は**クーリング・オフ**や**契約の取り消し**ができる場合もあります。

💡 特殊詐欺対策機器(電話機、外付けアダプター)の購入などに各種補助金制度があります。詳しくは飯田市消費生活センターにお問い合わせください。



消費生活センター

飯田市消費生活センター 消費者ホットライン

☎0265-22-4530

[局番なし] 188 (いやや!)

不安を感じたら
早めに
相談しましょう